

平成30年10月18日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 協議会日程
- 2 協議員等名簿
- 3 協議問題
- 4 民事局長説明要旨
- 5 家庭局長説明要旨
- 6 平成29年度調停事件統計資料

調停委員協議会日程

於 最高裁判所中会議室

時刻	項目
13:30	開会告知 事務総長挨拶
13:35	調停事件概況説明
13:45	1 民事局長説明 2 家庭局長説明
14:50	協議（民事調停関係） 民事調停の利用者のニーズに応える充実した調停運営を実現するための評議の在り方及びそれを実現する上で調停委員が果たすべき役割
15:05	休憩
16:10	協議（家事調停関係） 適時適切な評議を通じた調停運営の在り方及びそれを実現するために調停委員が果たすべき役割
	閉会告知

平成30年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	江 口 十三郎
東京家庭裁判所	家事調停委員	堀 多惠子
横浜地方裁判所	民事調停委員	水 地 啓 子
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	加 村 啓 二
千葉家庭裁判所	家事調停委員	真 田 範 行
水戸家庭裁判所	家事調停委員	後 藤 直 樹
宇都宮地方裁判所	民事調停委員	田 島 二三夫
前橋家庭裁判所	家事調停委員	小 磯 正 康
静岡地方裁判所	民事調停委員	興 津 哲 雄
甲府家庭裁判所	家事調停委員	平 賀 和 久
長野家庭裁判所	家事調停委員	角 川 章
新潟地方裁判所	民事調停委員	金 子 修
大阪地方裁判所	民事調停委員	小佐田 潔
大阪家庭裁判所	家事調停委員	友 滝 寛 子
京都地方裁判所	民事調停委員	中 島 俊 則
神戸地方裁判所	民事調停委員	大 田 正 和
奈良家庭裁判所	家事調停委員	松 吉 利 樹
大津地方裁判所	民事調停委員	大住元 肇
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	富 山 信 彦
名古屋地方裁判所	民事調停委員	安 井 信 久
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	今 村 憲 治
津家庭裁判所	家事調停委員	今 井 富久翁
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	山 田 貞 夫

福井家庭裁判所	家事調停委員	川村一司
金沢地方裁判所	民事調停委員	智口成市
富山地方裁判所	民事調停委員	石山彰雄
広島地方裁判所	民事調停委員	小西秀宣
広島家庭裁判所	家事調停委員	木村豊
山口家庭裁判所	家事調停委員	中山修身
岡山地方裁判所	民事調停委員	河村英紀
鳥取地方裁判所	民事調停委員	松本啓介
松江家庭裁判所	家事調停委員	柴田久美子
福岡地方裁判所	民事調停委員	木村元昭
福岡家庭裁判所	家事調停委員	林田宗一
佐賀地方裁判所	民事調停委員	牟田清敬
長崎家庭裁判所	家事調停委員	國弘達夫
大分地方裁判所	民事調停委員	八瀬渉一
熊本家庭裁判所	家事調停委員	塩田直司
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	堂免修
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	田中寛
那覇地方裁判所	民事調停委員	宮國英男
仙台地方裁判所	民事調停委員	宮部剛
仙台家庭裁判所	家事調停委員	宇留賀孝男
福島家庭裁判所	家事調停委員	菅野昭弘
山形地方裁判所	民事調停委員	倉岡憲雄
盛岡地方裁判所	民事調停委員	石橋乙秀
秋田家庭裁判所	家事調停委員	面山恭子
青森地方裁判所	民事調停委員	沼田徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	八木橋眞規子

札幌家庭裁判所	家事調停委員	内田信也
函館家庭裁判所	家事調停委員	船木隆行
旭川家庭裁判所	家事調停委員	柏川法潤
釧路地方裁判所	民事調停委員	河村龍三
高松地方裁判所	民事調停委員	宮崎浩二
高松家庭裁判所	家事調停委員	王尾哲夫
徳島家庭裁判所	家事調停委員	豊永寛二
高知地方裁判所	民事調停委員	小泉武嗣
松山地方裁判所	民事調停委員	松本石明

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	今崎幸彦
最高裁判所事務総局民事局長	平田豊
最高裁判所事務総局家庭局長	手嶋あさみ
最高裁判所事務総局民事局第二課長	渡邊達之輔
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	宇田川公輔

3 参列員

日本調停協会連合会理事長	竹川忠芳
日本調停協会連合会副理事長	高橋英一
日本調停協会連合会副理事長	角藤和久

平成30年度調停委員協議会協議問題

1 民事調停関係

(協議問題)

事実関係や法的評価に争いがある事案においては、法的観点に立って、紛争の背景事情や関連事実を丁寧に事情聴取し、迅速で公平な紛争解決を得ることが重要であると考えられるが、そのためには、調停委員が調停主任と評議を行い連携と役割分担を効果的に行うことが必要と思われる。そこで、各庁における評議を効果的に行うための取組や工夫例、あるいはこれからの課題について伺いたい。

(出題理由)

- (1) 調停委員会が、事実関係を整理・認定をした上で、法的観点を踏まえた合理的な解決案を策定し、適時に解決案を当事者に提示するなどして説得調整を行うとともに、調停成立に至らなかった場合においても、調停に代わる決定を検討するといった内容を含む民事調停の機能強化の取組が各庁において進められていると思われる。一方、法的観点のみが解決基準になるわけではなく、丁寧な事情聴取に基づいて、柔軟で落ち着きの良い解決を図り得ることは、訴訟とは異なる利用者ニーズに応じた民事調停の利点であると言える。
- (2) このような当事者のニーズに応じた調停運営を行うためには、調停主任（裁判官・調停官）と調停委員が、事前に評議をして、法律によって紛争を解決するため必要となる要件事実や抗弁等について確認をし、事情聴取を効率的に行う必要がある。当庁では、複雑な案件については事前評議の時間を取っているが、事前評議すべき事案の選択方法や事前評議の在り方について他庁の工夫などを知り、よりよい事前評議の方法について協議したい。
- (3) 調停期日では、双方の言い分や方針を踏まえて争点を見極め、事案が複雑な場合は適宜調停途中で評議を持ち、調停主任の法的見解、一般委員の常識、専門調停委員の専門的知識を持ち合って解決までの道筋をつける必要がある。特

に、調停手続の中で聴取した当事者の感情的対立や生活状況、経済状況も加味して、短時間の中でいかに要領よく評議をまとめるかは課題であり、他庁の工夫を知りたい。

- (4) 続行期日が決められる案件の場合、次回期日での予定を確認し、当事者を含めて認識を共有することが必要と思われる。そこで、調停手続中の評議の仕方の工夫、次回調停期日前の評議を充実させるための工夫等について協議したい。
- (5) 事案によって、専門調停委員の知識経験を得た方がより迅速な解決が得られることが期待できる。今後、積極的に専門調停委員を活用し、その知識を評議に反映させるための工夫例等をお聞きしたい。

2 家事調停関係

(協議問題)

適切かつ妥当な紛争解決に向けた調停運営を行うためには、裁判官と適時に適切な評議を行うことが不可欠である。本年度の協議会においては、調停委員会として、当事者に対して、紛争の実情及び法的な観点を踏まえた適切な働き掛けを行うべく、適時適切な評議を通じた調停運営の在り方及びそれを実現するために調停委員が果たすべき役割について協議を行いたい。

特に、面会交流調停事件及び遺産分割調停事件については、事件数が増加傾向にあるところ、いずれも対立が先鋭化しやすく、調停事件全体の大きな比重を占めつつあることから、これらの事件類型を中心に、以下の点に関する各庁の実情や御意見を伺った上、適時適切な評議の実現に向けた協議を行いたい。

- (1) いかなる段階において、どのような場面で、何のための評議を実施しているのか、あるいは評議すべきであったのに実施できていないのか。

例えば、面会交流調停事件については、家庭裁判所調査官の活用の要否を含め、適時適切に評議できているか。

また、遺産分割調停事件については、いわゆる段階的進行モデルを踏まえつ

つ、感情的対立が激化する要因（前提問題、付随問題、寄与分、特別受益等）に関する調停運営方針を含め、適時適切に評議できているか。

(2) 効果的かつ効率的な評議の実施を目的として、調停委員会として評議の要否につき共通認識を持ち、裁判官に対して評議の促しをするため、どのような工夫をしているか。

例えば、調停委員手控えの活用、対面評議と書面評議の使い分け、評議希望の効率的な伝達方法等についてはどうか。

(3) 裁判官との評議について、どのような場面において、認識の共有が難しいと感じことがあるか。あるとして、それを克服するためにいかなる工夫等をしているか。

例えば、事件類型に応じて評議を要すると想定される段階、場面を整理するなどして、裁判官と共通認識を図ることができているか。また、何のための評議かを端的に裁判官に伝えるための工夫としてはどのようなものがあるか。

（出題理由）

面会交流調停事件については、札幌家裁本庁では、調停委員向けの資料や研修が充実していることもあり、家庭裁判所調査官の期日立会や期日間調査の要否についての評議は、おおむね適時適切になされており、このような評議を実施し、調査官調査等を経ることで、面会交流の当否については、調停委員会として共通認識を持って調停運営を行い、当事者の合意形成を図ることができているように思われる。他方で、当事者が自己の提示する条件に固執したり、些末な点にこだわったりするなどして、条件闘争となってしまった場合に、軌道修正するための十分な評議がなされないまま、期日を重ねてしまう事案もあるように思われる。また、当事者双方が期日間に裁判所外で試行的な面会交流を実施し、それを前提に調停期日で面会交流の条件の調整を行っているような事案において、期日間に予期せぬ問題が生じたことが調停期日の途中で判明し、取り急ぎ評議を行う必要が出てくることもあり得るが、そういう場合に適時適切な評議が実施できてい

るか疑問がないわけではない。

遺産分割調停事件については、札幌家裁本庁の傾向として、時間はかかっても最終的には調停で解決できており、段階的進行モデル自体は調停委員にも浸透していると思われる。しかしながら、実際には、調停委員と裁判官とのコミュニケーション不足により、当事者の感情的な対立に引っ張られる形で、遺産の範囲を確定しないまま、寄与分や特別受益について、法的観点を持たずに当事者の生の言い分を聴取して期日を重ねたり、あるいは、審判移行した場合の見通しを持たないまま、前提問題や付隨問題について、漫然と話合いが重ねられたりしているため審理期間が長期化している事実もあると考えられる。

そこで、各庁の評議の実情をお伺いし、それを踏まえながら、具体的な解決策を議論したい。

民事局長説明要旨

1 民事調停事件の概況について

平成 29 年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第 1 表のとおり 3 万 5 939 件であり、平成 28 年の 3 万 9191 件と比べると、約 8 パーセント減少している。全国の民事調停事件の新受件数は、平成 15 年以降、特定調停事件の件数が減少したことなどが影響して、減少の一途をたどっている。平成 28 年、29 年と特定調停事件がやや増加したものの、特定調停事件を除いた一般調停事件等は、平成 24 年以降、減少傾向が続いている。平成 30 年に入ってからも、この傾向は続いている。

次に、事件処理の状況については、第 8 表のとおりであり、平成 29 年の既済事件総数のうち、調停成立が約 33 パーセント、調停に代わる決定が約 23 パーセントとなっており、多くの事件において実質的な解決が図られていることがうかがわれる。これは調停委員の皆様の御尽力の賜である。

2 民事調停の運営について

必ずしも社会の紛争そのものが減少しているとは見受けられない中、今後、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、制度の認知度を高め、紛争解決手段としての利点を伝える広報等を積極的に行うとともに、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図ることが必要である。

調停運営の更なる改善については、各府において、民事調停の機能強化の取組が進められ、その定着が図られているところであるが、利用者のニーズは、公正かつ合理的な解決だけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といったように多岐にわたるものと考えられる。

このような多岐にわたる利用者のニーズを的確にくみ取り、利用者の満足を得るための調停運営を実現していくためには、調停委員と調停主任とが、適時に適

切な評議を実施することで、十分にコミュニケーションを取り、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、適切に役割分担を図ることが必要であると考えている。そして、適切な役割分担という観点からは、法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員で構成されるという調停委員会の構成を生かして、調停主任が的確に法的観点を示し、調停委員が豊富な社会経験、知識や良識に照らして意見を述べることが求められる。調停委員の皆様におかれでは、日頃から、評議において、その役割を果たしていただいているところであるが、民事調停の利用者のニーズを的確にくみ取った調停運営の在り方や、それを実現する上で調停委員が果たすべき役割について、これまで以上に意識を向けていただき、利用者の満足を得ることができる調停運営の実現に、今後とも御協力をいただくようお願いしたい。

本日の協議会においては、各庁において、指導的な役割を果たしている調停委員の方々にお集まりいただいている。皆様方には、積極的な意見交換を行っていただきたい。そして、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元し、民事調停手続きの適切な運営と更なる発展のため、引き続き、御協力をいただきたい。

家庭局長説明要旨

1 家事調停事件の概況について

平成29年における家事調停事件の新受総件数は、御手元に配布した調停事件統計資料第1表のとおり、約14万件で推移しており、依然として高い水準を維持している。特に、本日の協議問題にもなっている面会交流事件の新受件数は、第15表のとおり、平成29年は1万3000件強と、10年前と比較して2倍以上の件数になっており、一貫して増加傾向が続いている。また、遺産分割事件の新受件数も、第15表のとおりおおむね増加傾向が続いている。平成29年は1万4000件強と、10年前と比較すると約1.3倍の件数になっている。

次に、平成29年の家事調停事件の処理結果については、第17表のとおり、既済総件数は約13万7000件、そのうち52.5%が調停成立で終了している。

また、第20表の審理期間についてみると、平成29年の平均審理期間は5.8か月となっており、ここ5年で1か月程度伸びている。解決までに時間を要する複雑困難な事件の増加と、こうした難しい事件においても皆様方が当事者に粘り強く働き掛け、調整に努めて下さっている現れと認識している。他方で、そのような状況認識を前提とすると、紛争解決に向けて具体的な解決案をどのように提示していくのか、どのような働き掛けが有効なのかといった点についても、本日取り上げる適時適切な評議を通じ、調停委員会として方針を持って調停に当たることが、さらなる質の向上を目指していく上でも重要なことと思われる。

調停成立率については、この10年間、50%を上回る比較的高い水準で推移しており、これは、ひとえに調停委員の皆様を始めとする関係各位の御尽力の賜物であると考えている。引き続き家事調停の充実に努めていただきたい。

2 家事調停の運営について

実務においては、手続の透明性の確保や当事者の主体的な紛争解決意欲の向上といった家事事件手続法の趣旨に則った調停手続の運営が定着しつつあるところ

であるが、家事調停制度に対する社会の要請や国民からの期待により一層応えていくためには、今後も、当事者の納得・信頼を得られる調停運営を実現することができるよう、引き続き努力していくことが重要であると思われる。

本日は、こうした調停運営を実現するため、適時適切な評議を通じた調停運営の在り方や、それを実現するために調停委員の皆様に果たしていただくべき役割について、各庁における実情をご紹介いただきながら、課題やこれを克服するための工夫等を協議していただく予定である。協議問題として、特に、事件数が増加傾向にあり、かつ、対立が先鋭化しやすい面会交流事件及び遺産分割事件が取り上げられており、本日の協議にあたっては、調停運営において重要な役割を担う調停委員の皆様方ならではの御意見を、積極的に述べていただくことを期待している。

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

区分 年	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
平成20年	281,254	150,161	131,093
21年	246,855	108,615	138,240
22年	228,365	87,808	140,557
23年	212,286	74,896	137,390
24年	197,664	55,862	141,802
25年	187,196	47,596	139,600
26年	181,102	43,862	137,240
27年	181,641	40,760	140,881
28年	179,911	39,191	140,720
29年	175,291	35,939	139,352

(注) 平成24年までの家事調停新受件数には、高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

区分 年	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
平成20年	291,206	160,659	130,547
21年	248,245	112,861	135,384
22年	229,805	90,888	138,917
23年	214,504	78,211	136,293
24年	197,226	57,421	139,805
25年	185,069	47,436	137,633
26年	181,683	44,393	137,290
27年	177,920	40,263	137,657
28年	178,404	39,635	138,769
29年	173,249	35,987	137,262

(注) 平成24年までの家事調停既済件数には、高裁の事件数を含まない。

第3表 全国裁判所調停事件数－事件の種類別(平成29年)

種 別	新 受	既 済	未 済
総 数	175,291	173,249	73,105
民事 調停 総数	35,939	35,987	10,010
民事 一般 調停	20,797	20,943	5,190
商事 調停	5,019	5,007	1,306
宅地 建物 調停	4,149	4,132	1,585
(地代借賃増減)	945	913	418
農事 調停	147	149	54
鉱害 調停	0	0	0
交通 調停	2,349	2,433	1,034
公害 等 調停	84	91	29
特定 調停	3,394	3,232	812
家事 調停 総数	139,352	137,262	63,095
別表 第二 調停	81,600	79,206	39,102
一般 調停	54,217	54,392	22,877
合意に相当する審判	3,457	3,587	1,113

(注) 地代借賃増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、一般調停事件及び合意に相当する審判事件以外の事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)

年	新受件数	指数
平成20年	150,161	100.0
21年	108,615	72.3
22年	87,808	58.5
23年	74,896	49.9
24年	55,862	37.2
25年	47,596	31.7
26年	43,862	29.2
27年	40,760	27.1
28年	39,191	26.1
29年	35,939	23.9

(注) 指数は、平成20年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)

区分 年	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成20年	773,244	393,537	150,161	1,316,942	11.4	58.7
21年	915,755	424,724	108,615	1,449,094	7.5	63.2
22年	827,873	355,576	87,808	1,271,257	6.9	65.1
23年	737,267	332,979	74,896	1,145,142	6.5	64.4
24年	580,889	285,300	55,862	922,051	6.1	63.0
25年	494,645	259,723	47,596	801,964	5.9	61.7
26年	473,884	251,665	43,862	769,411	5.7	61.6
27年	477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
28年	485,634	277,946	39,191	802,771	4.9	60.5
29年	493,210	298,841	35,939	827,990	4.3	59.6

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数一事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成20年	150,161	33,144	4,559	6,342	993	260	0	3,037	131	102,688
	(100.0%)	(22.1%)	(3.0%)	(4.2%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.0%)	(2.0%)	(0.1%)	(68.4%)
21年	108,615	38,062	5,509	5,676	1,065	221	0	3,030	113	56,004
	(100.0%)	(35.0%)	(5.1%)	(5.2%)	(1.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(2.8%)	(0.1%)	(51.6%)
22年	87,808	44,526	6,148	5,548	990	201	0	3,071	85	28,229
	(100.0%)	(50.7%)	(7.0%)	(6.3%)	(1.1%)	(0.2%)	(0.0%)	(3.5%)	(0.1%)	(32.1%)
23年	74,896	46,324	8,595	5,192	1,060	159	2	3,157	85	11,382
	(100.0%)	(61.9%)	(11.5%)	(6.9%)	(1.4%)	(0.2%)	(0.0%)	(4.2%)	(0.1%)	(15.2%)
24年	55,862	34,642	7,228	5,018	1,007	189	0	3,179	92	5,514
	(100.0%)	(62.0%)	(12.9%)	(9.0%)	(1.8%)	(0.3%)	(0.0%)	(5.7%)	(0.2%)	(9.9%)
25年	47,596	29,176	6,298	4,900	899	213	0	3,085	75	3,849
	(100.0%)	(61.3%)	(13.2%)	(10.3%)	(1.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(8.1%)
26年	43,862	26,008	6,602	4,638	851	204	0	2,950	89	3,371
	(100.0%)	(59.3%)	(15.1%)	(10.6%)	(1.9%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(7.7%)
27年	40,760	23,699	6,230	4,439	885	192	0	3,022	100	3,078
	(100.0%)	(58.1%)	(15.3%)	(10.9%)	(2.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(7.4%)	(0.2%)	(7.6%)
28年	39,191	22,891	5,903	4,343	917	184	0	2,676	104	3,090
	(100.0%)	(58.4%)	(15.1%)	(11.1%)	(2.3%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.8%)	(0.3%)	(7.9%)
29年	35,939	20,797	5,019	4,149	945	147	0	2,349	84	3,394
	(100.0%)	(57.9%)	(14.0%)	(11.5%)	(2.6%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(9.4%)

(注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。

2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合 計
平成25年	42,821	3,826	3,007	1,514	8,347 (19.5%)
26年	40,063	3,358	2,669	1,373	7,400 (18.5%)
27年	37,445	3,067	2,119	1,302	6,488 (17.3%)
28年	35,708	3,084	1,759	1,424	6,267 (17.6%)
29年	32,704	3,368	1,307	1,220	5,895 (18.0%)

(注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。

2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。

3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数一事件の種類及び終局区分別(平成29年)

区分 種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
総 数	35,977	100.0	11,982	33.3	9,881	27.5	8,415	23.4	4,717	13.1	982	2.7
一 般	20,933	100.0	6,446	30.8	6,044	28.9	5,477	26.2	2,569	12.3	397	1.9
商 事	5,007	100.0	1,768	35.3	1,340	26.8	1,058	21.1	468	9.3	373	7.4
宅地建物	4,132	100.0	1,868	45.2	1,487	36.0	170	4.1	559	13.5	48	1.2
農 事	149	100.0	60	40.3	51	34.2	4	2.7	23	15.4	11	7.4
鉱 害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交 通	2,433	100.0	1,092	44.9	791	32.5	111	4.6	400	16.4	39	1.6
公 告 等	91	100.0	33	36.3	47	51.6	0	0.0	11	12.1	0	-
特 定	3,232	100.0	715	22.1	121	3.7	1,595	49.4	687	21.3	114	3.5

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数一終局区分別

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成20年	160,654	18,669	11.6	14,162	8.8	100,776	62.7	24,959	15.5	2,088	1.3
21年	112,859	17,895	15.9	15,066	13.3	61,597	54.6	17,048	15.1	1,253	1.1
22年	90,880	17,181	18.9	14,553	16.0	45,860	50.5	11,941	13.1	1,345	1.5
23年	78,207	19,093	24.4	13,957	17.8	35,209	45.0	8,220	10.5	1,728	2.2
24年	57,415	15,657	27.3	13,821	24.1	20,223	35.2	6,624	11.5	1,090	1.9
25年	47,429	14,302	30.2	12,433	26.2	13,401	28.3	6,403	13.5	890	1.9
26年	44,385	13,697	30.9	11,807	26.6	10,862	24.5	7,175	16.2	844	1.9
27年	40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
28年	39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
29年	35,977	11,982	33.3	9,881	27.5	8,415	23.4	4,717	13.1	982	2.7

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数一審理期間別

区分 年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	
平成25年	47,429	14,112	12,944	7,538	8,267	3,464	922	182	2.9
	(100.0%)	(29.8%)	(27.3%)	(15.9%)	(17.4%)	(7.3%)	(1.9%)	(0.4%)	
26年	44,385	12,119	12,324	7,166	8,191	3,547	890	148	3.0
	(100.0%)	(27.3%)	(27.8%)	(16.1%)	(18.5%)	(8.0%)	(2.0%)	(0.3%)	
27年	40,251	10,089	10,862	6,628	7,964	3,598	954	156	3.2
	(100.0%)	(25.1%)	(27.0%)	(16.5%)	(19.8%)	(8.9%)	(2.4%)	(0.4%)	
28年	39,624	9,434	10,572	6,599	8,128	3,648	1,069	174	3.3
	(100.0%)	(23.8%)	(26.7%)	(16.7%)	(20.5%)	(9.2%)	(2.7%)	(0.4%)	
29年	35,977	8,322	9,377	6,031	7,509	3,416	1,141	181	3.5
	(100.0%)	(23.1%)	(26.1%)	(16.8%)	(20.9%)	(9.5%)	(3.2%)	(0.5%)	

(注) 1 平成25年から28年までの欄の下段及び29年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 平成29年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数一実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4~5回	6~10回	11回 以上	平均実施 回数
平成25年	47,429 (100.0%)	10,956 (23.1%)	15,061 (31.8%)	9,981 (21.0%)	5,108 (10.8%)	3,962 (8.4%)	1,984 (4.2%)	377 (0.8%)	1.9
26年	44,385 (100.0%)	10,130 (22.8%)	14,044 (31.6%)	9,206 (20.7%)	4,864 (11.0%)	3,850 (8.7%)	1,924 (4.3%)	367 (0.8%)	1.9
27年	40,251 (100.0%)	8,571 (21.3%)	12,494 (31.0%)	8,365 (20.8%)	4,707 (11.7%)	3,830 (9.5%)	1,936 (4.8%)	348 (0.9%)	2.0
28年	39,624 (100.0%)	8,493 (21.4%)	12,171 (30.7%)	8,242 (20.8%)	4,578 (11.6%)	3,717 (9.4%)	2,005 (5.1%)	418 (1.1%)	2.0
29年	35,977 (100.0%)	7,361 (20.5%)	11,258 (31.3%)	7,502 (20.9%)	4,114 (11.4%)	3,362 (9.3%)	1,946 (5.4%)	434 (1.2%)	2.1
(20.5%)	(51.8%)	(72.6%)	(84.0%)	(93.4%)	(98.8%)	(100.0%)			

(注) 1 平成25年から28年までの欄の下段及び29年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 平成29年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数一事件の種類及び審理期間別(平成29年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間 (月)
総 数	35,977 (100.0%)	8,322 (23.1%)	9,377 (26.1%)	6,031 (16.8%)	7,509 (20.9%)	3,416 (9.5%)	1,141 (3.2%)	181 (0.5%)	3.5
一 般	20,933 (100.0%)	6,563 (31.4%)	4,986 (23.8%)	3,177 (15.2%)	3,954 (18.9%)	1,606 (7.7%)	570 (2.7%)	77 (0.4%)	3.1
商 事	5,007 (100.0%)	1,016 (20.3%)	1,902 (38.0%)	873 (17.4%)	671 (13.4%)	363 (7.2%)	150 (3.0%)	32 (0.6%)	3.1
宅地建物	4,132 (100.0%)	353 (8.5%)	838 (20.3%)	697 (16.9%)	1,263 (30.6%)	760 (18.4%)	192 (4.6%)	29 (0.7%)	4.9
農 事	149 (100.0%)	21 (14.1%)	27 (18.1%)	20 (13.4%)	46 (30.9%)	25 (16.8%)	8 (5.4%)	2 (1.3%)	5.2
鉱 害	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	-
交 通	2,433 (100.0%)	170 (7.0%)	362 (14.9%)	373 (15.3%)	779 (32.0%)	501 (20.6%)	207 (8.5%)	41 (1.7%)	6.0
公 害 等	91 (100.0%)	7 (7.7%)	20 (22.0%)	19 (20.9%)	23 (25.3%)	20 (22.0%)	2 (2.2%)	0 -	4.4
特 定	3,232 (100.0%)	192 (5.9%)	1,242 (38.4%)	872 (27.0%)	773 (23.9%)	141 (4.4%)	12 (0.4%)	0 -	2.8

(注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数—事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成20年	100,776	9,337	1,043	105	9	2	0	45	0	90,244
	962	110	10	0	0	0	0	1	0	841
	(1.0%)	(1.2%)	(1.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	-	(2.2%)	-	(0.9%)
21年	61,597	12,127	1,179	123	10	2	0	36	1	48,129
	726	145	11	5	0	0	0	2	0	563
	(1.2%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.1%)	(0.0%)	(0.0%)	-	(5.6%)	(0.0%)	(1.2%)
22年	45,860	19,968	1,896	126	10	0	0	47	0	23,823
	684	277	14	1	1	0	0	1	0	391
	(1.5%)	(1.4%)	(0.7%)	(0.8%)	(10.0%)	-	-	(2.1%)	-	(1.6%)
23年	35,209	22,389	2,871	148	17	3	0	65	0	9,733
	413	158	24	5	1	0	0	5	0	221
	(1.2%)	(0.7%)	(0.8%)	(3.4%)	(5.9%)	(0.0%)	-	(7.7%)	-	(2.3%)
24年	20,223	13,280	2,533	186	12	2	0	72	1	4,149
	278	124	23	6	2	0	0	2	0	123
	(1.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(3.2%)	(16.7%)	(0.0%)	-	(2.8%)	(0.0%)	(3.0%)
25年	13,401	9,121	1,628	207	12	3	0	95	2	2,345
	145	78	16	11	3	1	0	7	1	31
	(1.1%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.3%)	(25.0%)	(33.3%)	-	(7.4%)	(50.0%)	(1.3%)
26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	-	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	-	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	158	86	17	25	18	1	0	7	0	22
	(1.7%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	-	(6.4%)	-	(1.3%)
29年	8,415	5,477	1,058	170	32	4	0	111	0	1,595
	127	79	12	12	5	0	0	9	0	15
	(1.5%)	(1.4%)	(1.1%)	(7.1%)	(15.6%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(0.9%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調停 新受件数	指 新受件数	審判 新受件数	指 新受件数	人事訴訟 (第一審) 新受件数	指 新受件数
平成20年	131,093	100.0	596,945	100.0	10,718	100.0
21年	138,240	105.5	621,316	104.1	10,817	100.9
22年	140,557	107.2	633,337	106.1	11,373	106.1
23年	137,390	104.8	636,757	106.7	11,389	106.3
24年	141,802	108.2	672,683	112.7	11,409	106.4
25年	139,600	106.5	734,231	123.0	10,594	98.8
26年	137,240	104.7	730,614	122.4	10,527	98.2
27年	140,881	107.5	784,093	131.4	10,338	96.5
28年	140,720	107.3	835,721	140.0	10,004	93.3
29年	139,352	106.3	863,890	144.7	9,827	91.7

(注) 1 平成24年までの調停及び審判新受件数には、高裁の事件数を含まない。

2 指数は、平成20年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数一事件の種類別

(家)

種別	年	平成25年		26年		27年		28年		29年	
		件数	指數								
総	数	139,593	100.0	137,207	98.3	140,822	100.9	140,640	100.8	139,274	99.8
総	数	74,870	100.0	75,972	101.5	78,909	105.4	80,213	107.1	81,600	109.0
夫婦同居・協力扶助		166	100.0	110	66.3	102	61.4	123	74.1	111	66.9
婚姻費用分担		17,832	100.0	18,570	104.1	20,276	113.7	21,383	119.9	21,761	122.0
子の監護に関する処分		32,208	100.0	32,565	101.1	34,250	106.3	34,811	108.1	35,216	109.3
うち監護者指定		1,796	100.0	1,920	106.9	2,237	124.6	2,167	120.7	2,271	126.4
うち養育費		18,402	100.0	18,013	97.9	18,303	99.5	18,725	101.8	18,053	98.1
うち面会交流		10,762	100.0	11,319	105.2	12,263	113.9	12,341	114.7	13,161	122.3
うち子の引渡し		1,197	100.0	1,313	109.7	1,410	117.8	1,522	127.2	1,636	136.7
財産分与		1,605	100.0	1,632	101.7	1,701	106.0	1,666	103.8	1,761	109.7
親権者指定・変更		7,306	100.0	7,194	98.5	6,782	92.8	6,710	91.8	6,145	84.1
扶養		612	100.0	549	89.7	559	91.3	550	89.9	527	86.1
遺産分割等		12,878	100.0	13,101	101.7	12,980	100.8	12,766	99.1	14,044	109.1
寄与分を定める処分		750	100.0	745	99.3	691	92.1	692	92.3	647	86.3
請求すべき接分割に関する処分		1,311	100.0	1,313	100.2	1,373	104.7	1,351	103.1	1,217	92.8
その他		202	100.0	193	95.5	195	96.5	161	79.7	171	84.7
総	数	60,577	100.0	57,206	94.4	58,085	95.9	56,664	93.5	54,217	89.5
婚姻中の夫婦間の事件		50,581	100.0	47,685	94.3	48,764	96.4	47,717	94.3	45,777	90.5
婚姻外の男女間の事件		398	100.0	318	79.9	313	78.6	227	57.0	250	62.8
離婚等に基づく慰謝料		784	100.0	706	90.1	656	83.7	613	78.2	588	75.0
親族間の紛争		2,527	100.0	2,384	94.3	2,429	96.1	2,234	88.4	2,082	82.4
離縁		1,208	100.0	1,245	103.1	1,170	96.9	1,245	103.1	1,122	92.9
その他		5,079	100.0	4,868	95.8	4,753	93.6	4,628	91.1	4,398	86.6
合	総	4,146	100.0	4,029	97.2	3,828	92.3	3,763	90.8	3,457	83.4
意	協議離婚無効・取消し	610	100.0	471	77.2	454	74.4	407	66.7	367	60.2
に	相認	1,235	100.0	1,258	101.9	1,192	96.5	1,448	117.2	1,370	110.9
相	嫡出否認	369	100.0	432	117.1	547	148.2	477	129.3	490	132.8
當	親子関係不存在確認	1,288	100.0	1,267	98.4	1,042	80.9	916	71.1	808	62.7
す	その他	644	100.0	601	93.3	593	92.1	515	80.0	422	65.5

(注) 指数は、平成25年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数一終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成20年	130,547	66,951	51.3	22,769	17.4	2,047	1.6	35,284	27.0	3,496	2.7
21年	135,384	69,871	51.6	24,290	17.9	2,140	1.6	35,412	26.2	3,671	2.7
22年	138,917	72,706	52.3	25,174	18.1	2,170	1.6	35,053	25.2	3,814	2.7
23年	136,293	70,760	51.9	25,702	18.9	2,085	1.5	33,733	24.8	4,013	2.9
24年	139,805	73,414	52.5	26,891	19.2	2,053	1.5	33,242	23.8	4,205	3.0
25年	137,627	72,894	53.0	25,783	18.7	1,845	1.3	31,996	23.2	5,109	3.7
26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	29,758	21.7	6,814	5.0
27年	137,600	73,041	53.1	24,744	18.0	1,900	1.4	29,476	21.4	8,439	6.1
28年	138,687	73,230	52.8	24,799	17.9	2,060	1.5	28,554	20.6	10,044	7.2
29年	137,185	72,031	52.5	23,874	17.4	1,932	1.4	28,141	20.5	11,207	8.2

(注) 1 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区別(平成29年)

区分種別		既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	その他
総	数	137,185 (100.0)	72,031 (52.5)	23,874 (17.4)	28,141 (20.5)	1,932 (1.4)	5,520 (4.0)	5,687 (4.1)
別表第二調停	総数	79,206 (100.0)	44,733 (56.5)	9,689 (12.2)	16,260 (20.5)	4 (0.0)	4,576 (5.8)	3,944 (5.0)
	夫婦同居・協力扶助	110 (100.0)	8 (7.3)	39 (35.5)	48 (43.6)	0 (0.0)	1 (0.9)	14 (12.7)
	婚姻費用分担	21,335 (100.0)	12,104 (56.7)	2,641 (12.4)	5,141 (24.1)	0 (0.0)	628 (2.9)	821 (3.8)
	子の監護に関する処分	34,351 (100.0)	19,680 (57.3)	4,548 (13.2)	6,661 (19.4)	2 (0.0)	1,346 (3.9)	2,114 (6.2)
	うち監護者の指定	2,249 (100.0)	646 (28.7)	522 (23.2)	716 (31.8)	0 (0.0)	38 (1.7)	327 (14.5)
	うち養育費	17,960 (100.0)	11,470 (63.9)	2,198 (12.2)	2,526 (14.1)	0 (0.0)	994 (5.5)	772 (4.3)
	うち面会交流	12,428 (100.0)	7,201 (57.9)	1,400 (11.3)	2,844 (22.9)	2 (0.0)	290 (2.3)	691 (5.6)
	うち子の引渡し	1,619 (100.0)	313 (19.3)	418 (25.8)	549 (33.9)	0 (0.0)	19 (1.2)	320 (19.8)
	財産分与	1,662 (100.0)	892 (53.7)	245 (14.7)	412 (24.8)	0 (0.0)	39 (2.3)	74 (4.5)
	親権者者の指定・変更	6,288 (100.0)	3,808 (60.6)	551 (8.8)	1,352 (21.5)	0 (0.0)	320 (5.1)	257 (4.1)
	扶養	543 (100.0)	188 (34.6)	121 (22.3)	149 (27.4)	0 (0.0)	26 (4.8)	59 (10.9)
	遺産分割等	12,856 (100.0)	6,827 (53.1)	1,178 (9.2)	2,265 (17.6)	2 (0.0)	2,047 (15.9)	537 (4.2)
	寄与分を定める処分	637 (100.0)	295 (46.3)	156 (24.5)	125 (19.6)	0 (0.0)	39 (6.1)	22 (3.5)
	請求すべき分割割合に関する処分	1,250 (100.0)	872 (69.8)	158 (12.6)	75 (6.0)	0 (0.0)	110 (8.8)	35 (2.8)
	その他	174 (100.0)	59 (33.9)	52 (29.9)	32 (18.4)	0 (0.0)	20 (11.5)	11 (6.3)
一般調停	総数	54,392 (100.0)	27,274 (50.1)	13,567 (24.9)	11,048 (20.3)	3 (0.0)	933 (1.7)	1,567 (2.9)
	婚姻中の夫婦間の事件	45,864 (100.0)	24,055 (52.4)	10,885 (23.7)	8,814 (19.2)	0 (0.0)	820 (1.8)	1,290 (2.8)
	婚姻外の男女間の事件	247 (100.0)	89 (36.0)	54 (21.9)	88 (35.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (6.5)
	親族間の紛争	2,102 (100.0)	517 (24.6)	752 (35.8)	740 (35.2)	0 (0.0)	12 (0.6)	81 (3.9)
	その他	6,179 (100.0)	2,613 (42.3)	1,876 (30.4)	1,406 (22.8)	3 (0.0)	101 (1.6)	180 (2.9)
	合意に相当する審判事件	3,587 (100.0)	24 (0.7)	618 (17.2)	833 (23.2)	1,925 (53.7)	11 (0.3)	176 (4.9)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数—事件の種類別

(家)

種別	年	25年	26年	27年	28年	29年
別表 第二調停	総 数	812 (55)	2416 (234)	3626 (433)	4750 (664)	5520 (708)
	夫婦同居・協力扶助	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	婚姻費用分担	60 (16)	242 (70)	310 (95)	491 (173)	628 (183)
	子の監護に関する処分	182 (6)	547 (72)	826 (162)	1111 (251)	1346 (246)
	財産分与	3 (0)	19 (4)	21 (4)	34 (8)	39 (12)
	親権者指定期更	108 (2)	239 (8)	291 (15)	328 (20)	320 (16)
	扶養	2 (1)	8 (3)	19 (6)	15 (1)	26 (2)
	遺産分割等	208 (16)	892 (41)	1544 (108)	1896 (146)	2047 (166)
	寄与分を定める処分	4 (0)	15 (0)	46 (2)	34 (13)	39 (8)
	請求すべき分割割合に関する処分	22 (1)	60 (3)	81 (6)	109 (7)	110 (10)
一般調停	婚姻中の夫婦間の事件	182 (11)	300 (29)	386 (29)	604 (37)	820 (54)
	婚姻外の男女間の事件	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)
	離婚等に基づく慰謝料	1 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (1)
	親族間の紛争	3 (1)	9 (1)	9 (1)	12 (0)	12 (0)
	離縁	17 (0)	32 (0)	24 (2)	54 (4)	66 (2)

(注) 各欄下段の括弧内の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

区分 年	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
平成24年	139,805	14,201	47,604	45,274	25,259	6,531	936	4.9
	(100.0%)	(10.2%)	(34.1%)	(32.4%)	(18.1%)	(4.7%)	(0.7%)	
25年	137,627	13,383	44,691	43,968	27,160	7,376	1,049	5.2
	(100.0%)	(9.7%)	(32.5%)	(31.9%)	(19.7%)	(5.4%)	(0.8%)	
26年	137,258	12,387	42,827	44,331	28,488	8,124	1,101	5.3
	(100.0%)	(9.0%)	(31.2%)	(32.3%)	(20.8%)	(5.9%)	(0.8%)	
27年	137,600	12,295	42,598	44,607	28,843	8,267	990	5.3
	(100.0%)	(8.9%)	(31.0%)	(32.4%)	(21.0%)	(6.0%)	(0.7%)	
28年	138,687	11,772	41,048	44,816	30,875	9,187	989	5.5
	(100.0%)	(8.5%)	(29.6%)	(32.3%)	(22.3%)	(6.6%)	(0.7%)	
29年	137,185	11,216	38,853	43,825	32,309	9,847	1,135	5.8
	(100.0%)	(8.2%)	(28.3%)	(31.9%)	(23.6%)	(7.2%)	(0.8%)	

(注) 1 棚の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分 年	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
既済事件	全調停事件	4.7	4.7	4.7	4.8	4.9	5.2	5.3	5.3	5.5	5.8
	別表第二調停	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.5	5.7	5.7	5.8	6.0
	別表第二以外の調停	4.3	4.3	4.3	4.5	4.5	4.8	5.0	5.0	5.1	5.4
未済事件	全調停事件	4.8	4.7	4.7	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4
	別表第二調停	5.9	5.7	5.6	5.7	5.8	5.7	5.6	5.6	5.7	5.9
	別表第二以外の調停	3.7	3.7	3.8	3.9	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.6

(注) 「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(平成29年)

裁判所	新受	既済	未済
総 数	3,231	3,103	1,083
東京	422	369	333
横浜	54	59	37
さいたま	41	45	15
千葉	75	63	36
水戸	26	20	21
宇都宮	8	12	2
前橋	22	21	8
静岡	57	56	8
甲府	10	10	1
長野	33	12	27
新潟	16	11	9
大阪	362	362	164
京都	135	123	41
神戸	333	346	41
奈良	32	33	5
大津	10	7	5
和歌山	14	12	9
名古屋	124	136	67
岐阜	60	53	18
福井	42	42	12
金沢	34	35	6
富山	6	8	3
島	8	7	4
広島	33	32	7
山口	22	18	9
岡山	39	33	10
鳥取	29	28	2
松江	17	16	1
福岡	527	525	29
佐賀	39	39	2
長崎	56	53	7
大分	52	52	2
熊本	88	84	22
鹿児島	32	32	8
宮崎	42	37	5
那覇	56	45	19
仙台	37	40	6
福島	16	15	6
山形	4	5	2
盛岡	17	17	3
秋田	20	28	0
青森	5	6	3
札幌	58	48	36
函館	4	4	0
旭川	8	7	2
釧路	6	5	1
高松	18	11	10
徳島	23	24	7
高知	26	26	3
山口	33	31	9

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(平成29年)

裁判所	新受	既済	未済
总数	32,704	32,874	8,927
東京	5,682	5,742	1,600
横浜	1,338	1,386	462
さいたま	910	944	274
千葉	986	992	332
戸田	534	557	141
宇都宮	348	368	71
宇都宮	361	332	106
前橋	863	862	259
甲府	218	212	47
長野	462	488	103
新潟	400	404	105
大阪	2,780	2,799	1,069
京都	827	821	321
神戸	1,176	1,161	480
奈良	210	229	72
大津	379	353	95
和歌山	270	270	79
名古屋	1,628	1,593	498
古津	460	429	149
岐阜	531	541	145
福井	214	199	58
金沢	266	253	62
富山	257	264	52
広島	556	579	127
山口	307	303	73
岡山	655	676	144
鳥取	158	159	23
松江	146	134	36
福岡	2,003	2,030	372
佐賀	173	182	29
長崎	304	316	58
大分	414	386	90
熊本	988	980	131
鹿児島	438	440	54
宮崎	381	339	59
那覇	458	446	103
仙台	700	743	185
福島	507	523	114
山形	246	256	59
盛岡	271	291	58
秋田	226	239	28
青森	220	217	39
札幌	767	761	186
函館	106	108	33
旭川	197	195	29
釧路	257	241	46
高松	272	267	74
徳島	284	296	63
高知	191	179	46
松山	379	389	88

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(平成29年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	139,274	137,185	63,092
東京 横浜 さいたま 千葉 水戸 宇都宮 前橋 静岡 甲府 長野 新潟	15,651	15,163	8,395
	9,701	9,423	4,444
	7,430	7,238	3,589
	6,700	6,490	2,929
	3,044	3,026	1,221
	2,073	2,132	804
	2,396	2,305	1,096
	4,214	4,249	1,882
	925	905	395
	2,204	2,114	1,018
	1,885	1,834	796
大阪 京都 神戸 奈良 大津 和歌山	9,813	9,739	4,842
	2,674	2,749	1,462
	6,181	6,119	2,785
	1,424	1,382	787
	1,550	1,402	801
	991	1,009	466
名古屋 岐阜 福井 金沢 富山	8,520	8,454	4,324
	1,786	1,871	774
	2,019	2,048	910
	804	784	278
	1,132	1,116	450
	1,132	1,124	406
広島 山口 岡山 鳥取 松江	3,489	3,354	1,529
	1,457	1,455	660
	2,423	2,455	1,076
	631	612	305
	700	733	218
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 鹿児 宮崎 那覇	5,919	6,004	2,399
	808	791	299
	1,423	1,420	550
	1,335	1,318	550
	2,006	1,972	909
	1,755	1,804	764
	1,616	1,488	567
	1,963	1,926	731
仙台 福島 山形 盛岡 秋田 青森	2,631	2,580	1,098
	1,978	2,052	728
	1,095	1,065	462
	1,227	1,215	546
	913	912	309
	1,224	1,149	445
札幌 函館 旭川 釧路	3,889	3,810	1,580
	452	450	152
	725	695	242
	951	927	313
高松 徳島 高知 山口	1,322	1,276	577
	844	792	366
	786	836	259
	1,463	1,418	604